

第13回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和元年6月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 井出部長・中村副部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・久米博委員・森委員・亀井委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・萩野委員・服部委員・佐竹委員・植田委員
- 欠席委員 なし
- 市瀬局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正を申し上げます。
議案書の8ページをお開きください。第5号議案No.5備考欄が「使用貸借権」となっておりますが、正しくは、「売買」です。
第5号議案No.6転用目的が「農業用施設」となっておりますが、正しくは、「工事用作業場」で、備考欄に「一時転用」と加筆ください。
- 井出部長 (部長挨拶)
それでは第13回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は大野地区の服部委員、加茂谷地区の佐竹委員にお願いいたします。
それでは本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(3条)
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案についてはそれぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。椿地区からお願いします。
- 久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は6月20日に福井公民館において、福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は6月20日に福井公民館において、椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、新野地区お願いします。

幸田委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は6月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

井出部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は6月20日に福井公民館において、椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の

判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

井出部長 次に、桑野地区お願いたします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は6月20日に桑野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

以上です。桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

井出部長 次に、見能林地区お願いたします。

阪井委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は6月21日に宝田公民館にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いたします。

井出部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は6月21日に宝田公民館にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、No.5を継続審議、その他は許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、宝田地区お願いします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は6月21日に宝田公民館にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

井出部長 次に、長生地区お願いします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は6月18日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説

明」地区部会では許可相当としました。

議案書の17ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、中野島地区お願ひします。

萩野委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は6月18日に事務局にて長生と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、大野地区お願ひします。

服部委員 それでは大野地区から報告させていただきます。大野地区は6月21日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

井出部長 次に、加茂谷地区お願ひします。

佐竹委員

それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は6月21日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第3号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

続きまして那賀川地区からご報告します。那賀川地区は、6月20日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の20ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長

次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員

それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は6月17日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では許可相当としました。

議案書の21ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

井出部長 各地区から報告いただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら挙手の上発言願います。

幸田委員 18ページの第6号議案No.17、長生地区の中間管理機構が借りている案件で、権利の種類が「賃借権」と「使用貸借権」があるが、これは借りる人が違うのか。

久積委員 借りる人は同じだが、山際の悪い所が「使用貸借権」で、良い所が「賃借権」になっている。

阪井委員 20ページの第6号議案No.19、加茂谷地区の案件で、登記面積と申請面積が違うのは、一部を借りているということで良いのか。

佐竹委員 農業用倉庫が建っている所と一部駐車場に転用している所を除いて、それ以外の所を貸したということです。

吉岡委員 7ページの4号議案No.1、羽ノ浦地区の案件で、用悪水路でどうなる訳ですか。

事務局 表記の問題だけで、普通の「用水路」です。

井出部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

市瀬局長 報告します。13回農地部定例会議案、第1号議案から第6号議案のうち第5号議案No.5については、継続審議とし、その他の議案については、全て承認です。

井出部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

井出部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

井出部長

ないようなので、以上をもちまして、第13回農地部定例会を閉会いたします。次回は、7月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会